

令和5年度

国吉義務教育学校

P T A 総会資料



高岡市立国吉義務教育学校 P T A

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 開会のあいさつ
PTA会長
- 3 学校長あいさつ
- 4 教職員紹介
- 5 議長選出
- 6 議 事
 - (1) 令和4年度PTA事業報告
 - (2) 令和4年度PTA会計決算報告
 - (3) 会計監査報告
 - (4) 令和5年度事業計画案
 - (5) 令和5年度予算案
 - (6) その他
- 7 新役員選出
- 8 議長退任
- 9 閉会のあいさつ
- 10 閉会のことば

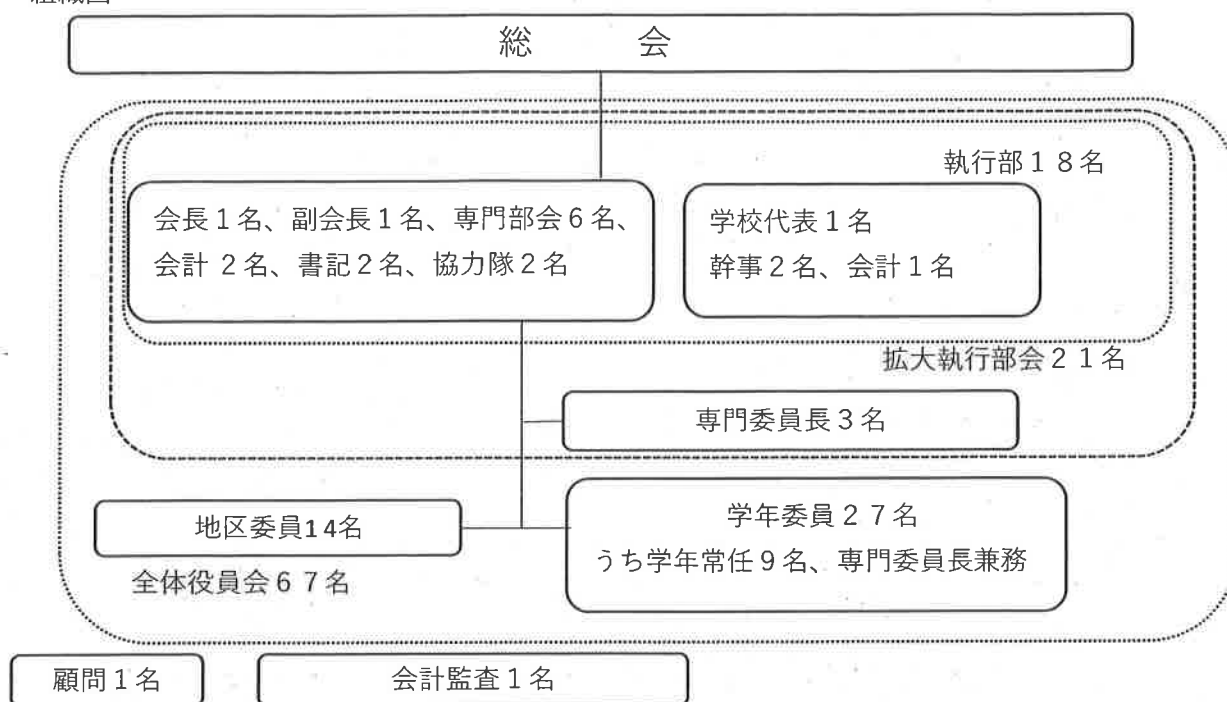
令和4年度 国吉義務教育学校PTA 事業報告

【活動方針】共に学び、共に成長し、未来を拓こう

	主な学校行事等	執行部	文化教養委員会	広報委員会	厚生保健委員会	協力隊	地区委員会
4	6(水) 始業式(全) 7(木) 入学式・進級式(全) 8(金) 地区別児童会(前) 23(土) 授業参観、PTA 総会	13(水) 準備 14(木) 全体役員会 23(土) PTA 総会					
5	15(日) グラウンド、側溝掃除(全) 21(土) 運動会 27(金)～ 市民体育大会(後) 31(火) 連合運動会(前)	運動会協力	運動会協力	委員会 運動会協力	15 足形貼り 16～挨拶運動 21 駐車場監視 運動会協力	運動会協力	特別会費徴収
6	11(土)12(日) 地区大会(後) 18(土)19(日) 29(水)～メデイアコンロトル週間(全)	親子活動(1～6年)	ブロック研修会		救急救命講習 ⇒中止		資源回収
7	14(木) 学校林保守管理作業(後) 15(金) 地区別児童会(前) 20(火)21(水) 保護者会(全) 22(金) 終業式(全)	ふるさと大クリン作戦 街頭補導(7月～8月) PTA 拡大執行部会		広報6号発行	ふるさと大クリン作戦 ズーム監視 ⇒中止		広報誌配布
8	19(金)～市新人選手強化練習会(後) 29(月) 始業式(全)	PTA 拡大執行部会 ⇒中止					
9	17(土)18(日)19(月)地区新人大会(後) 26(月)～30(金) 社会に学ぶ14歳の挑戦(後)	全体役員会、班別協議 ⇒中止 清掃活動(役員のみ) 学習発表会協力 (思い出写真館)	文化教養講座 ⇒中止				
10	16(日) 学習発表会(全) 21(金) 西山ウォーク(前)	学習発表会協力 (思い出写真館)	学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力
11	2(水) ランニング大会(前) 25(金) 高校説明会(後) 19(金) ポートロール感謝の集い(前) 28(月)～メデイアコンロトル週間						資源回収
12	19(月) 地区別児童会(前) 21(水)22(木) 保護者会(全) 23(金) 終業式(全)	PTA 拡大執行部会					
1	10(火) 始業式、書初大会(全) 30(月) 半日体験入学(前)		インクカートリッジ 回収				
2	10(金)～授業参観(全)・進級説明会(後) 22(火) メデイアコンロトル週間	PTA 拡大執行部会 次年度役員選出会		委員会			
3	15(水) 卒業証書授与式(全) 24(金) 修了式・終業式(全)			広報7号発行			広報誌配布

令和5年度 国吉義務教育学校PTAの概要（案）

I 組織図



II 活動方針

『共に学び、共に成長 ～みんなで今を楽しもう～』

子供たちが、学びを進める新たな教育環境の一つに、学校と保護者、地域の皆さんが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる高岡型コミュニティスクールの取り組みが行われています。

このように子供たちはもちろん、私たちを取り巻く環境が著しく変化するなか、その活動を通じて保護者自身も学び成長し、子供たちとの触れ合いを深め、ひいては地域全体の教育力向上に繋がるようなPTA活動を目指します。

また、誰もが子育てへの悩みなどを互いに分かち合うことで、明るく楽しく子育てができる雰囲気づくりに努めつつ、今という時間を大切に楽しみながら活動していきたいと思えます。

III 委員会の内容

(1) 文化教養委員会

- ・ 会員の教養を高め、見識を広げるために研修会や教養講座を開催する。
- ・ 会員・児童生徒の協力をもとにインクカートリッジの回収を行い、学校備品の補充に寄与する。

(2) 広報委員会

- ・ 会員及び特別会員への情報提供及び相互の情報交換を図ることを目指して、年2回広報誌を発行する。
- ・ PTAホームページの管理運営を行う。
- ・ 高岡市PTA連絡協議会広報委員会に所属する。

(3) 厚生保健委員会

- ・ 会員及び児童生徒の健康・体力の増進を目指し、スポーツ大会や救急救命講習会等の企画運営を行う。
- ・ あいさつ運動、校下巡回を実施する。

(4) 協力隊

- ・ 学校と協力し、各種後方支援を行う。
- ・ 会員相互の親睦を兼ねた交流を促進する。

高岡市立国吉義務教育学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は、国吉義務教育学校PTAと称し、事務局を国吉義務教育学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員とが協力して、学校と家庭と地域社会における児童・生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。併せて、会員の教養を高めるとともに相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、国吉義務教育学校に在籍する児童・生徒の保護者と勤務する教職員及びこの会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

- (1) 通常会員 在学中の児童・生徒の保護者と勤務教職員
- (2) 特別会員 校下に在住し、本会の目的・趣旨に賛同する者

(会計)

第4条 本会の経費は、会費、事業収益、寄附金及びその他の収入による。

- 2 会費の額及び徴収方法は、総会に図り決定する。
- 3 本会の活動に必要な経費は、総会で認められた予算に基づいて行う。
- 4 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。
- 5 この会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 児童・生徒の健全な育成と福祉を増進すること
- (2) 学校の教育環境の整備に関すること
- (3) 地域の社会教育の振興に関すること
- (4) 会員の知識・教養の向上及び相互の親睦に関すること
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 1名 |
| ③ 専門部会部員 (広報・文化教養・厚生保健) | 各2名 |
| ④ 学校代表 | 1名 |
| ⑤ 幹事 | 1名 |
| ⑥ PTA協力隊 | 2名 |
| ⑦ 会計 | 3名 (PTA 2名・学校 1名) |
| ⑧ 書記 | 2名 |
| ⑨ 会計監査 | 3名 |
| ⑩ 学年常任委員 | 各学年 1名 (兼文化教養委員) |
| ⑪ 交通安全母の会代表 | 1名 |
| ⑫ 学年委員 | 各学年 3名 |
| ⑬ 地区委員 | 各自治会 1名 |
| ⑭ 顧問 | 若干名 |

(役員を選出)

第7条 本会の役員を次のとおり選出する。

- (1) 執行部役員は、原則各学年より1~2名選出し、総会において承認する。

(会長・副会長は選出人数には含めない)

- (2) 学校代表は、義務教育学校長がこれにあたる。
- (3) 幹事は、義務教育学校教頭がこれにあたる。
- (4) 専門委員長は、原則として前年度の各専門委員より互選し、就任する。
- (5) 学年常任委員は、原則として各学年の文化教養が就任する。
- (6) 学年委員は、各学年の会員中より互選し、就任する。
- (7) 交通安全母の会代表は、執行部役員から互選し、就任する。
- (8) 地区委員は、各自治会所属の会員中より互選し、就任する。
- (9) 顧問は、本会の功労者並びに学識経験者中より会長が委嘱する。

(役員任期)

第8条 執行部役員任期は、原則2年とする。その他役員は、1年とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の職務困難時には、副会長がその職務を代理する。
- 3 専門部会役員は、専門委員長と協力し各部会の運営に当たる。また会長・副会長の依頼に応じ、その職務を代理する
- 4 学校代表は、本会の円滑な運営に協力する。
- 5 幹事は、事務局の事務を遂行する。
- 6 会計は、本会の金銭の収支を正確に把握し、会長の承認を得た上、本会の金銭の収納、支払いを行い、年次総会において会計報告を行う。
- 7 書記は、本会における活動の記録と会員への事業報告を行う。文書作成、配布を行う。
- 8 協力隊は、PTAにおける職務を円滑に運営できるように協力するとともに、児童・生徒の健全育成を推進する。
- 9 会計監査は、本会の会計を随時監査し、総会において監査報告を行う。
- 10 専門委員長は、関係教諭と協力し、所属専門委員会の運営にあたる。
- 11 交通安全母の会代表は、地区委員並びに関係教諭と協力し、交通安全母の会の運営にあたる。
- 12 学年常任委員及び学年委員は、関係教諭と協力し、所属学年委員会の運営にあたる。
- 13 地区委員は、所属自治会において、本会活動の円滑化を図る。
- 14 顧問は、本会の活動に対し、助言と援助を行う。

(機関及び任務)

第10条 本会の運営のため、次の機関を設け、機関の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、総会開催が困難な場合、役員会が必要と認めた場合は、書面決議をもって総会に代えることができる。

- (1) 総会 本会の最高機関であって、定時総会及び臨時総会とする。
- (2) 全体役員会 運営の必要事項について、総会の代行機関となることのできる。
- (3) 執行部会 本会の運営上の諸事項を企画審議し、その執行にあたる。
- (4) 専門委員会 各専門委員会の活動に関する諸事項を企画審議し、その運営にあたる。
 - (ア)文化教養委員会：会員の教養を高め、見識を広げるための活動を行う。
 - (イ)広報委員会：会員及び特別会員への情報提供及び相互の情報交換を図る。
 - (ウ)厚生保健委員会：会員及び児童・生徒の健康及び体力の増進を目指す。
- (5) 学年委員会 各学年委員会の活動に関する諸事項を企画審議し、その運営にあたる。
- (6) 交通安全母の会 校下交通安全母の会活動の協力並びに児童の交通安全指導にあたる。
- (7) 特別部会 本会の運営上必要とする部会を随時設けることができ、別に定める部会運営規則により、必要事項を審議する。

2 機関の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 総会 | 会員 |
| (2) 全体役員会 | 執行部、専門委員長、地区委員、学年常任委員、学年委員 |
| (3) 執行部会 | 会長、副会長、専門部長・副部长、学校代表、幹事、会計、書記、協力隊、(専門委員長) |
| (4) 専門委員会 | 専門委員長、学年常任委員、学年委員、担当教諭 |
| (5) 学年委員会 | 学年常任委員、学年委員、担当教諭 |
| (6) 交通安全母の会 | 交通安全母の会代表、地区委員 |

3 機関の招集は、次のとおりとする。

- (1) 総会、全体役員会、執行部会及び特別部会は、会長が招集する。
- (2) 専門委員会は、専門委員長が招集することができる。
- (3) 学年委員会は、学年常任委員が招集することができる。
- (4) 交通安全母の会は、交通安全母の会代表が招集することができる。

(個人情報)

第11条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

(改正)

第12条 この会則の改正については、総会において行う。

(慶弔)

第13条 本会の慶弔に関しては、別に定める。

(細則)

第14条 本会は、自主独立のものであり、他の団体又は機関の支配や干渉を受けない。

- 2 会員は、平等の義務と権利を持ち、第2条の目的をめざして協力しあう。
- 3 通常会員の会費は、毎月8日に徴収する。ただし、7月及び2月は、2か月分徴収する。
- 4 特別会員の会費は、1学期(5月中)に徴収する。
- 5 総会は、事業報告及び事業計画並びに決算及び予算の審議を行う。
- 6 委員の選出は、年度初めに行う。

(発効)

第15条 この会則は、令和5年度総会以後直ちに発行する。

高岡市立国吉義務教育学校 P T A 慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高岡市立国吉義務教育学校PTA（以下「PTA」という。）会則第12条の規定に基づき、PTA会員及び関係者の慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔贈与金の種類)

第2条 会員及び関係者並びにその遺族に対して、次に掲げる慶弔贈与金を支給する。

- (1) 弔慰金
- (2) その他の慶弔贈与金

(慶弔贈与金の支給基準)

第3条 前条に規定する慶弔贈与金の支給基準及び額は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
 - (ア) 通常会員（在学中の児童・生徒の保護者）
 - ① 会員及びその配偶者が死亡した場合 10,000円
 - (イ) 通常会員（勤務教職員）
 - ① 会員及びその配偶者が死亡した場合 10,000円
 - ② 会員の実父母及び同居の義父母が死亡した場合 5,000円
 - (ウ) 特別会員（通常会員以外の校下の会員）
 - ① 会員及びその配偶者が死亡した場合 その都度協議
- (2) その他の慶弔贈与金 その都度協議

2 慶弔贈与金は実情に応じ供華、供物に代えることができる。

(支給)

第4条 前条に規定する慶弔贈与金の支給を受けようとする会員及びその遺族へは、その事実が発生した日から1か月以内に支給するものとする。

(雑則)

第5条 P T A 関係者とは次の者を指し、その功績の程度に応じ、第3条に準じ慶弔贈与金を決定する。

- (1) P T A 事業に対し、金品の寄贈又は労力の提供等により多大な功績がある者
- (2) かつて多年にわたり、PTA事業の職務に従事し功労がある者
- (3) その他、特にPTA事業に深い関係がある者

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項はP T A 会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和5年4月の総会の日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

国吉義務教育学校PTA 個人情報取扱方法（案）

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、国吉義務教育学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施する事業においても個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（個人情報保護管理者）

第4条 本会は第1条に掲げる目的の達成のため個人情報保護管理者（以降、管理者）を置き、本会会長をもってこれに充てる。管理者は個人情報の収集、利用、提供、管理に関し、この規程の定めに従い適正に処理する責任を有する。個人情報の保護に関して重要事項・疑義が生じた場合は執行部会の協議とする

（個人情報の取得）

第5条 個人情報の収集は、本会活動に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集し、利用目的を明確に定める。ただし要配慮個人情報については取得しないものとする。

（利用目的の特定）

第6条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費請求、管理等のための連絡
- （2）文書等の送付
- （3）本会役員・委員・会員名簿等の作成

（個人情報の利用の制限）

第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（管理）

第8条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者への提供の制限）

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

・本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認する。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(保有個人情報の開示請求)

第11条 本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(保有個人情報の訂正または削除請求)

第12条 本会は、本人から保有する個人情報の利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時などの対応)

第13条 個人情報を漏えい等(紛失を含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報保護管理者に報告する。

(研修)

第14条 個人情報保護責任者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(雑則)

第15条 この規程は令和5年4月の総会の日より施行する。

令和5年度 国古義務教育学校PTA 事業計画(案)【活動方針】『共に学び、共に成長 ～みんなで今を楽しもう～』

	主な学校行事等	執行部	文化教養委員会	広報委員会	厚生保健委員会	協力隊	地区委員会
4	6(木) 始業式(全) 7(金) 入学式・進級式(全) 11(火) 地区別児童会(前) 22(土) 授業参観	11(火) 拡大執行部会 18(火) 全体役員会 22(土) PTA 総会					
5	14(日) グラウンド、側溝掃除(全) 20(土) 運動会 26(金)～ 市民体育大会(後)	運動会協力		委員会	朝の挨拶運動	運動会協力	特別会費徴収
6	6(火) 連合運動会(前) 10(土) 市体陸上(前) 17(土)18(日) 地区大会(後) 22(木)～メデイアコンテストロル週間(全)	親子活動 (各学年委員:1～6年)	ブロック研修会		救急救命講習	研修会サポート	資源回収
7	3(月)～7(金) 社会に学ぶ14歳の挑戦(後) 学校林保守管理作業(後) 18(火) 地区別児童会(前) 20(木)21(金) 保護者会(全) 24(月) 終業式(全)	ふるさと大ケリン作戦 街頭補導 PTA 拡大執行部会		広報8号発行	ふるさと大ケリン作戦 プール監視(未定)		広報誌配布
8	28(月) 始業式(全)	グラウンド整備作業					
9	16(土)17(日)18(月)地区新人大会(後)	全体役員会、班別協議 運動会バザー(※1)	文化教養講座 (未定)				
10	14(土) 学習発表会(全) 25(水) 西山ワーク(前) 30(月) ランニング記録会(前)～11/2	学習発表会協力 PTA 東北大陸大会発表	学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力	学習発表会協力 PTA 東北大陸大会発表	学習発表会協力
11	22(水) 高校説明会(後) パトロール感謝の集い(前) 24(金)～メデイアコンテストロル週間	PTA 拡大執行部会					資源回収
12	18(月) 地区別児童会(前) 20(水)21(木) 保護者会(全) 22(金) 終業式(全)		教育講演会(未定)				
1	9(火) 始業式、書初大会(全) 28(月) 半日体験入学(前)	インクカートリッジ回収					
2	9(金) 授業参観(1～8年) 進級説明会(後) 22(木) メデイアコンテストロル週間	PTA 拡大執行部会 次年度役員選出会		委員会			
3	14(木)? 卒業証書授与式(後) 24(金) 修了式・終業式(全)			広報9号発行			広報誌配布

※新型コロナウイルス感染症拡大予防への対応のため、中止・未定となる行事があります。また、感染拡大状況により予定は変更する場合があります。

※1 学習発表会の形態によっては、内容を変更して行う可能性があります。

令和5年度年間行事予定（保護者用）

		4月(1年17日 2～9年18日)		5月(18日)		6月(22日)		
		前期課程	後期課程	前期課程	後期課程	前期課程	後期課程	
1	土			<高岡の歴史文化に親しむ日>		1	木	眼科検診14:25～(1～9年)
2	日			繰替休業日(授業参観)		2	金	中間考査
3	月	職員会議		<憲法記念日>		3	土	
4	火	職員会議		<みどりの日>		4	日	
5	水	6年登校 前期職員会議	9年登校 後期職員会議	<こどもの日>		5	月	口座振替日 委員会②
6	木	新任式 始業式				6	火	AM5年もデ見学 連合運動会(6年)
7	金	入学式・進級式				7	水	10才のファーストコンサート
8	土			口座振替日 職員会議		8	木	4年下ハケ用水見学 連合運動会予備日(6年)
9	日			修学旅行(9年)		9	金	
10	月	給食開始(2～9年) 離任式 1、2年交通安全教室		内科検診13:15～		10	土	PTA救命救急講習会 市体陸上
11	火	地区別児童会(1～6年集団下校)				11	日	地区大会
12	水	給食開始(1年)	中教研学力調査(11、12)			12	月	職員会議
13	木	部紹介 小教研学力調査(国、理)				13	火	
14	金	仮入部① 小教研学力調査(算、社)		グラウンド奉仕作業		14	水	
15	土	前後期委員会顔合わせ 委員会①		運動会全体練習 係打合せ①		15	木	
16	日					16	金	小教研教科別研修会
17	月	口座振替日 小教研全体研修会 教科別研修会?		運動会予行		17	土	地区大会
18	火	全国学力・学習状況調査 仮入部②		運動会予行予備日 係打合せ②		18	日	
19	水	前期色団協議、前期色団決定		運動会準備		19	月	教職員救命救急講習会
20	木	仮入部③ 歯科検診13:30～		運動会(競技はAM 給食あり)		20	火	メディアコントロール週間 6年もデ原型作り
21	金	歯科検診13:30～		運動会予備日		21	水	プール清掃予定(5、6年)
22	土	授業参観、PTA総会、学年学級懇談会		繰替休業日(運動会)		22	木	
23	日			5～9年壮行会		23	金	
24	月	児童生徒総会、職員会議		1・7年心臓検診 13:30～		24	土	市体(野球)
25	火	写生大会(弁当持参)		BFC編成式		25	日	市体水泳
26	水	内科検診13:30～		5年摘果、袋かけ 市民体育大会		26	月	研修会
27	木	耳鼻科検診9:00～ 部結成				27	火	期末考査
28	金	運動会結団式				28	水	
29	土	<昭和の日> 前田杯(テニス、バレー)		避難訓練 カウンセリング週間 前期職員会議 (6月9日まで)		29	木	6年もデ鋳込み
30	日			1、2年校外学習		30	金	
				31 水				6月28日まで

授業時数 1学期72(1年71) 2学期81 3学期53(9年未定) 年間 1年204 2～8年204 9年未定

		7月(14日)		8月(4日)		9月(20日)	
		前期課程	後期課程	前期課程	後期課程	前期課程	後期課程
1	土			1 火	5、6年宿泊学習 (能登青少年交流の家)	1 金	シェイクアウト訓練 委員会④
2	日			2 水		2 土	小・中学校科学展覧会
3	月	プール開き	社会に学ぶ:「14歳の挑戦」	3 木		3 日	
4	火			4 金		4 月	研修会
5	水	口座振替日		5 土		5 火	口座振替日
6	木			6 日		6 水	
7	金			7 月		7 木	
8	土		県選手権大会	8 火		8 金	
9	日			9 水		9 土	
10	月	委員会③		10 木		10 日	
11	火			11 金	<山の日>	11 月	クラブ① 研修会
12	水			12 土		12 火	
13	木			13 日		13 水	市中教研大会(教科・保健) 後期給食あり 午後放課
14	金			14 月	<学校閉庁> (~18日)	14 木	
15	土		県選手権大会	15 火		15 金	小教研教科別研修会
16	日			16 水		16 土	地区新人大会
17	月	<海の日>		17 木		17 日	
18	火	地区別児童会		18 金		18 月	<敬老の日>
19	水			19 土		19 火	児童生徒会長選挙(4~9年)
20	木	保護者会		20 日		20 水	
21	金	保護者会・給食最終		21 月	教育課程研究協議会	21 木	
22	土		県民体育大会	22 火		22 金	
23	日			23 水	教育課程研究協議会PM	23 土	<秋分の日>
24	月	1学期終業式		24 木	教育課程研究協議会PM	24 日	
25	火	夏季休業開始 (~8/26)		25 金		25 月	職員会議
26	水			26 土		26 火	
27	木			27 日		27 水	
28	金			28 月	2学期始業式 漢字・計算大会	28 木	アクトリーコンサート(5、6年)
29	土			29 火	給食開始 復習テスト	29 金	
30	日			30 水		30 土	県中学駅伝大会
31	月			31 木			

	10月(21日)			11月(20日)			12月(16日)	
	前期課程	後期課程		前期課程	後期課程		前期課程	後期課程
1 日			1 水	4 年校外学習		1 金	期末考査	
2 月			2 木	3 年校外学習		2 土		
3 火			3 金	<文化の日>		3 日		
4 水	学校訪問研修会のため午後放課		4 土			4 月	職員会議	
5 木	口座振替日		5 日	富山マラソン		5 火	口座振替日	
6 金		生徒会専門委員会	6 月	前期職員会議	口座振替日	6 水		
7 土		県選抜大会(外)	7 火		中教研学力調査	7 木		
8 日		県中文祭	8 水	県小学校教育課程研究会(西部) 前期給食なし午後放課		8 金		
9 月	<スポーツの日>		9 木			9 土		
10 火	学習発表会予行PM(5年、7~9年)反省会 学習発表会予行AM(1~4年)		10 金			10 日		
11 水		県中教研大会(教科) 後期給食なし 午後放課	11 土		県選抜大会(内)	11 月	委員会⑥	
12 木		県中教研大会(保健)	12 日			12 火		
13 金	準備	給食あり	13 月	クラブ②	後期職員会議	13 水		
14 土	学習発表会	給食あり	14 火			14 木		
15 日			15 水			15 金		
16 月	線替休業日(学習発表会)		16 木	りんご収穫(5年)		16 土		
17 火		県中教研大会 (道徳・特活・特別支援)	17 金	授業参観		17 日		
18 水		中間考査	18 土			18 月	地区別児童会	
19 木			19 日			19 火		
20 金	西山ウォーク下見	終日校外学習(7年) 終日校外学習(8年)	20 月			20 水	保護者会	
21 土			21 火			21 木	給食最終 保護者会	
22 日			22 水		高校説明会	22 金	2学期終業式	
23 月	委員会⑤		23 木	<勤労感謝の日>		23 土		
24 火	西山ウォーク事前指導		24 金	カウンセリング週間 (5年 ジャム作り)?	メディアコントロール週間	24 日		
25 水	児童生徒総会(4~9年) 西山ウォーク		25 土			25 月	冬季休業開始(~1/7)	
26 木	就学時健康診断	中学校教育課程研究大会 (音)兼全国大会	26 日			26 火		
27 金	心の劇場(6年)		27 月	クラブ③		27 水		
28 土			28 火			28 木	執務納め	
29 日	荅野島防災講座のため駐車場を使用		29 水			29 金		
30 月	避難訓練、職員会議 ランニング記録会(~11/2)		30 木		期末考査	30 土		
31 火				12月1日まで		31 日		

	1月(17日)			2月(19日)			3月(1~8年15日 9年未定)	
	前期課程	後期課程		前期課程	後期課程		前期課程	後期課程
1月	<元日>		1木	幼保前期連絡会	1金	口座振替日 期末考査(7-8年)実力テスト(9年)		
2火			2金	5、6年スキー学習	2土			
3水			3土		3日			
4木			4日		4月	職員会議(卒業認定他) 研修会 6年生ありがとう週間		
5金	口座振替日		5月	口座振替日 職員会議	5火			
6土			6火		6水	委員会引き継ぎ式		
7日			7水		7木			
8月	<成人の日>		8木		8金	R6 児童生徒会長選挙(4~8年)		
9火	始業式・書初大会、職員会議 漢字・計算大会 県選スキー(11日まで)		9金	授業参観、進級説明会 学年学級懇談会	9土			
10水	給食開始 実力テスト・復習テスト		10土		10日			
11木	呼びかけ検討委員会		11日	<建国記念の日>		11月		
12金	委員会⑦		12月	<振替休日>		12火		
13土			13火		13水			
14日			14水		14木			
15月	運動会企画委員会		15木		15金			
16火			16金		16土			
17水			17土		17日			
18木			18日		18月	地区別児童会		
19金	避難訓練		19月	クラブ⑤	19火	午後放課		
20土			20火		20水	<春分の日>		
21日			21水		21木	給食最終 午後放課		
22月	チャレンジテスト クラブ⑥		22木	メディアコントロール週間(~29日)	22金	令和5年度修了式		
23火			23金	<天皇誕生日>		23土		
24水	給食週間(~30日)		24土		24日			
25木			25日		25月	学年末休業開始		
26金			26月	委員会⑧	26火			
27土			27火		27水			
28日			28水		28木			
29月	半日体験入学 前期職員会議	9年保護者会	29木		29金	令和6年度第1回打合せ		
30火					30土			
31水					31日			

特別支援学級卒業生を送る会
市英単語コンテスト
私立入試
県立推薦入試

県立一般入試
前期課程修了証書授与式 卒業証書授与式